

静岡福祉大学 新型コロナウイルス感染防止に向けた対応指針【令和2年12月1日改訂版】

静岡県が示す「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を参考に、本学独自に項目ごとにレベルを設定

「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける（最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等咳エチケット順守、3密回避等の感染防止対策）

各項目の危機レベル（2022年7月20日～）						
A:構内立入	B:授業	C:勤務体制	D:学内施設・活動	E:学内会議	F:イベント	G:出張
<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

参照：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

レベル	A:構内立入	B:授業		C:勤務体制		D:学内施設・活動					E:学内会議	F:イベント	G:出張	
		講義	実技・演習・実習 (学外実施含む)	教員	事務職員	図書館	学内食堂	売店	体育館・ グラウンド	地域連携推進 センター				クラブ・ サークル
0	通常													
1	一部制限	・来訪者受入可 日時、所属・ 氏名等の記録	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・通常 時差通勤等 推奨	・入場者数制限 定員1/2以内 ・学内利用者 利用時間90分以内 ・学外利用者 利用時間90分以内	・営業 店舗内の人数 制限	・営業 店舗内の人数 制限	・学内利用者 利用可 ・学外利用者 利用可	・センター施設 利用可 ・センター活動 活動可（イベ ント申請必須）	・活動可 ※活動は2時間 以内/日。 ※合宿等学外活動は 顧問等の了解を得 ること。	・対面会議可 時間短縮（原則1時 間以内） ※連絡会議はメール	・集客型イベント可 イベント申請必須	・県内可 ・県外可 ・海外可 渡航制限対象 国以外 届出必須
2	制限（小）	・学生は授業終了 後、直ちに帰宅 を促す。 ・来訪者は入構を 制限する ※許可者のみ	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・通常 時差通勤等 推奨	・入場者数制限 定員1/2以内 ・学内利用者 利用時間60分以内 ・学外利用者 利用禁止	・営業 店舗内の人数 制限	・営業 店舗内の人数 制限	・学内利用者 利用可 ・学外利用者 利用可	・センター施設 利用可 ・センター活動 活動可（イベ ント申請必須）	・活動可 ※活動は2時間 以内/日。 ※合宿等学外活動は 自粛	・対面会議一部可 少人数の会議のみ可 (概ね10人以内) 時間短縮（原則1時 間以内） ※連絡会議はメール	・集客型イベント可 イベント申請必須 オンラインイベント 推奨	・県内可 ・県外可 ・海外可 渡航制限対象 国以外 届出必須
3	制限（大）	・学生、来訪者、 教職員の入構を 制限する。 ※許可者のみ	・在宅授業（遠隔）	・在宅授業（遠隔）	・在宅勤務可	・在宅勤務 1/2～1/3体制 ・利用禁止	・休業	・休業	・利用禁止	・センター施設 利用不可 ・センター活動 自粛	・活動自粛	・対面会議不可 web会議、メール を推奨 情報共有・伝達は メール活用	・集客型イベント不可 オンラインイベント 推奨	・県内可 不要不急の 出張は控える ・県外不可 ※県外とは緊急 事態宣言が 発出されて いる地域を 指す。 ・海外不可
4	原則停止	・教職員・校舎管 理業者以外は 入構不可	・在宅授業（遠隔）	・在宅授業（遠隔）	・在宅勤務 原則として、 全員在宅	・利用禁止	・休業	・休業	・利用禁止	・センター施設 利用不可 ・センター活動 自粛	・活動自粛	・対面会議不可 web会議、メール を推奨 情報共有・伝達は メール活用	・開催不可	・県内不可 ・県外不可 ・海外不可

2021/12/1 全てレベル2からレベル1に変更

2022/1/12 全てレベル1からレベル2に変更

2022/1/20 「C:勤務体制」をレベル2からレベル3に変更

2022/4/1 「C:勤務体制」をレベル3からレベル2に変更

2022/6/1 全てレベル2からレベル1に変更

2022/7/20 全てレベル1からレベル2に変更